

取引ルール	内容	理由
受託拒否	卸売業者は、卸売のための販売委託の申込みがあった場合には、正当な理由がある場合を除き、その引き受けを拒まないものとする。	公正・公平な取引を確保するため。
第三者販売	<p>卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、市長に報告しなければならない。</p> <p>卸売業者は、せり売又は入札により卸売を行う場合は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。</p> <p>卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者の業務に配慮するとともに、市場における取引の秩序を乱すことのないよう努めなければならない。</p>	<p>取引の実態を把握するため。</p> <p>せり売又は入札による卸売を円滑に行うため。</p> <p>市場内の取引秩序を確保するため。</p>
商物分離取引	<p>卸売業者は、市場内にある物品以外の物品の卸売をしたときは、市長に報告しなければならない。</p> <p>卸売業者は、北九州市内の市場外に卸売業務を行う施設を設置するときは、その場所について、市長の指定を受けなければならない。</p> <p>卸売業者は、市長が指定した場所で卸売をしたときは、市長に報告しなければならない。</p>	<p>取引の実態を把握するため。</p> <p>生鮮食料品の流通の合理化のため。 (輸送コストの削減、鮮度保持など)</p> <p>取引の実態を把握するため。</p>
自己買受	卸売業者は、卸売の相手方として、生鮮食料品等を買受けたときは、市長に報告しなければならない。	取引の実態を把握するため。
販売前における受託物品の検収	卸売業者は、市場外にある物品の卸売をする場合を除き、受託物品の数量、等級等について検収を行わなければならない。	公正・公平な取引を確保するため。

取引ルール	内容	理由
卸売をした物品の相手方の明示及び引取り	卸売業者は、卸売をした物品を買い受けた仲卸業者、売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。	公正・公平な取引を確保するため。
仲卸業者の直荷引き	<p>仲卸業者は、生鮮食料品等の販売の委託を引受けてはならない。</p> <p>仲卸業者は、生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、市長に報告しなければならない。</p> <p>仲卸業者は、卸売業者の業務に配慮するとともに、市場における取引の秩序を乱すことのないよう努めなければならない。</p>	<p>公正・公平な取引を確保するため。</p> <p>取引の実態を把握するため。</p> <p>市場内の取引秩序を確保するため。</p>
売買取引の制限	市長は、せり売、入札による卸売において、不正な行為があった場合など売買を差し止めることなどができる。	公正・公平な取引を確保するため。
衛生上有害な物品の売買禁止等	<p>衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。</p> <p>市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。</p>	安全・安心な生鮮食料品の流通を確保するため。
委託手数料の率	卸売業者は、委託手数料を定めたときは、市長に報告しなければならない。	卸売業者の適正かつ健全な運営を確保するため。
売買仕切金の前渡し等	卸売業者は、出荷者に対し、売買仕切金を前渡ししたとき、売買仕切金の支払を担保する保証金を差し入れたとき、出荷を誘引するため資金を貸し付けたときは、市長に報告しなければならない。	卸売業者の適正かつ健全な運営を確保するため。
仲卸業者の事業報告書の提出	仲卸業者は、事業報告書を市長に提出しなければならない。	仲卸業者の適正かつ健全な運営を確保するため。

取引ルール	内容	理由
品質管理	卸売業者、仲卸業者その他市場において生鮮食料品等を取り扱う者は、食品衛生法その他関係法令を遵守し、生鮮食料品等を適切に管理しなければならない。	安全・安心な生鮮食料品の流通を確保するため。
卸売業者の業務の許可	市長の業務許可とする。	公正・公平な取引を確保するため。
せり人の届出	市長への届出とする。 (せり人の登録制度を廃止する。)	公正・公平な取引を確保するため。
仲卸業者の業務の許可	市長の業務許可とする。 卸売業者の役員・使用人との兼務禁止を廃止する。	公正・公平な取引を確保するため。 規制する意義が失われたため。
売買参加者の承認	市長の承認とする。 卸売業者・仲卸業者の役員・使用人との兼務禁止を廃止する。	公正・公平な取引を確保するため。 規制する意義が失われたため。